

## 京丹後市個人情報保護条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市個人情報保護条例（平成16年京丹後市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

### (個人情報取扱事務の登録)

第3条 条例第16条第1項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿（様式第1号）によるものとする。

2 条例第16条第1項第10号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報取扱事務の開始年月日及び登録年月日

(2) 主な公文書の名称

2 条例第16条第2項の規定による個人情報取扱事務を開始しようとするときの届出は、個人情報取扱事務開始届出書（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第16条第2項の規定による届け出た事項を変更しようとするときの届出及び同条第4項の規定による個人情報取扱事務を廃止したときの届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届出書（様式第3号）により行うものとする。

### (代理人による開示請求)

第4条 条例第17条第2項（条例第31条第2項及び第38条第2項において準用する場合を含む。）の代理人は、本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人及び本人が開示請求（訂正請求及び利用停止請求を含む。）をすることができないやむを得ない事由があると市長が認める場合における委任による代理人（以下「任意代理人」という。）とする。

### (開示請求書)

第5条 条例第18条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施方法

(2) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(3) 条例第17条第2項に規定する代理人が開示請求をする場合にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所並びに本人との関係

2 条例第18条第1項に規定する開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）とする。

(本人等の証明に必要な書類)

第6条 条例第18条第2項(条例第27条第2項、第32条第2項及び第39条第2項において準用する場合を含む。)に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして市長が認める書類
- (2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類
- (3) 任意代理人が請求する場合 当該任意代理人に係る第1号に掲げる書類及び本人の印鑑証明書を添付した委任状

(開示決定等の通知)

第7条 条例第23条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 条例第23条第1項により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 個人情報開示決定通知書(様式第5号)
- (2) 条例第23条第1項により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定した場合 個人情報部分開示決定通知書(様式第6号)
- (3) 条例第23条第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合  
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 個人情報不開示決定通知書(様式第7号)  
イ 条例第22条の規定により開示請求を拒否する場合 個人情報の存否を明らかにしない決定通知書(様式第8号)  
ウ 個人情報を保有していない場合 個人情報不存在決定通知書(様式第9号)

(開示決定等の期間の延長の通知)

第8条 条例第24条第2項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第10号)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送)

第9条 条例第25条第1項の規定による通知は、開示請求に係る事案移送通知書(様式第11号)によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の通知等)

第10条 条例第26条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称

(2) 開示請求の年月日

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第26条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第1項各号に掲げる事項

(2) 条例第26条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

3 条例第26条第2項の規定による通知は、意見照会書(様式第12号)により行うものとする。

4 実施機関は、条例第26条第1項及び第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第26条第1項の意見書は、第三者意見書(様式第13号)によるものとする。

6 条例第26条第3項(条例第44条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、開示決定に係る通知書(様式第14号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第11条 条例第27条第1項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスクに収録された記録 専用機器により再生したものの聴取又は録音テープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスクに収録された記録 専用機器により再生したものの視聴又はビデオテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げる記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付

2 前項第3号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

(開示請求等の特例)

第12条 実施機関は、条例第28条第1項の規定に基づき開示請求等の特例により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第28条第3項の実施機関が定める方法は、開示する保有個人情報を記載した書

面の閲覧又は写しの交付とする。

(開示に係る費用)

第13条 条例第30条第2項に規定する保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、京丹後市情報公開条例施行規則(平成16年京丹後市規則第10号)別表に定める額とする。

(訂正請求書)

第14条 条例第32条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求の趣旨及び理由

(2) 代理人が訂正請求をする場合にあっては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所並びに本人との関係

2 条例第32条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書(様式第15号)によるものとする。

3 訂正請求する者は、当該訂正請求について参考となる資料を市長に提出することができる。

(訂正決定等の通知)

第15条 条例第34条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定をした場合 個人情報訂正決定通知書(様式第16号)

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 個人情報部分訂正決定通知書(様式第17号)

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定をした場合 個人情報不訂正決定通知書(様式第18号)

(訂正決定等の期間の延長の通知)

第16条 条例第35条第2項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第19号)により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送)

第17条 条例第36条第1項の規定による通知は、訂正請求に係る事案移送通知書(様式第20号)によるものとする。

(訂正決定に係る提供先への通知)

第18条 条例第37条の規定による通知は、個人情報訂正決定に係る通知書(様式第21号)により行うものとする。

( 利用停止請求権 )

第 19 条 条例第 39 条第 1 項第 4 号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求の趣旨及び理由

(2) 代理人が利用停止請求をする場合にあっては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所並びに本人との関係

2 条例第 39 条第 1 項の利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書 ( 様式第 22 号 ) とする。

3 利用停止請求をする者は、当該利用停止請求について参考となる資料を市長に提出することができる。

( 利用停止決定等の通知 )

第 20 条 条例第 41 条の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定をした場合 個人情報利用停止決定通知書 ( 様式第 23 号 )

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定をした場合 個人情報一部利用停止決定通知書 ( 様式第 24 号 )

(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をした場合 個人情報不利用停止決定通知書 ( 様式第 25 号 )

( 諮問した旨の通知 )

第 21 条 条例第 43 条第 2 項の規定にする通知は、審査会諮問通知書 ( 様式第 26 号 ) により行うものとする。

( 運用状況の公表 )

第 22 条 条例第 56 条第 1 項の規定による公表は、京丹後市広報に掲載して行う。

( その他 )

第 23 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

( 京丹後市電子計算組織に係る個人情報保護条例施行規則の廃止 )

2 京丹後市電子計算組織に係る個人情報保護条例施行規則 ( 平成 16 年京丹後市規則第 11 号。以下「旧規則」という。 ) は、廃止する。

( 経過措置 )

3 この規則の施行の日の前日までに、旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号 ( 第 3 条関係 )

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の名称			
所管する組織の名称			
登録年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日
最終変更年月日	年 月 日		
個人情報取扱事務の目的			
個人情報の対象者			
個人情報 の記 録 項 目	基本的事項	識別番号 生年月日・年齢 国籍・本籍	氏名 住所 印影 性別 電話番号
	心身の状況	健康状態 身体の特徴	病歴 性格・性質 障害
	家庭状況	家庭状況 居住状況	親族関係 婚姻暦
	社会生活	職業・職歴 賞罰	学業・学歴 成績・評価 資格
	資産・収入	資産状況 公的扶助	収入状況 納税状況
	思想信条等	有 無	思想、信条及び宗教 社会的差別の原因となるおそれがある情報 個人の特質を規定する身体に関する個人情報
その他の項目	取り扱う理由 法令等 ( ) 審査会の意見を聴いた上で必要と認められた。		
処 理 の 形 態	電子計算機処理	有 無	
	オンライン結合	有 無	結合先 ( ) 結合する理由 法令等 ( ) 審査会の意見を聴いた上で必要と認められた。
個人情報取扱事務の委託の有無	有 無		
個人情報の収集先	本人 本人以外 実施機関内 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人 出資法人等 民間団体・私人 その他 ( ) 他の実施機関		
個人情報の目的外利用・外部提供	有 無	第 7 条第 項に該当 利用課名・提供先 ( ) 理由 法令等 ( ) 審査会の意見を聴いた上で必要と認められた。	
主な公文書の名称			

様式第 2 号 ( 第 3 条関係 )

年 月 日

実施機関の長 様

所管課長

印

個人情報取扱事務開始届出書

京丹後市個人情報保護条例第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の名称			
所管する組織の名称			
登録年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日
最終変更年月日	年 月 日		
個人情報取扱事務の目的			
個人情報の対象者			
個人情報 の記 録 項 目	基本的事項	識別番号 生年月日・年齢 国籍・本籍	氏名 住所 印影
	心身の状況	健康状態 身体の特徴	性別 電話番号 病歴 性格・性質
	家庭状況	家庭状況 居住状況	障害 親族関係 婚姻暦
	社会生活	職業・職歴 賞罰	学業・学歴 成績・評価
	資産・収入	資産状況 公的扶助	資格 収入状況 納税状況
	思想信条等	有 無	思想、信条及び宗教 社会的差別の原因となるおそれがある情報 個人の特質を規定する身体に関する個人情報 取り扱う理由 法令等 ( ) 審査会の意見を聴いた上で必要と認められた。
その他の項目			
処 理 の 形 態	電子計算機処理	有 無	
	オンライン結合	有 無	結合先 ( ) 結合する理由 法令等 ( ) 審査会の意見を聴いた上で必要と認められた。
個人情報取扱事務の委託の有無		有 無	
個人情報の収集先		本人 本人以外 実施機関内 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人 出資法人等 その他 ( ) 他の実施機関 民間団体・私人	



様式第 3 号（第 3 条関係）

実施機関の長 様

所管課長

印

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

京丹後市個人情報保護条例第 16 条第 2 項又は第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の名称		
所管する組織の名称		
届出の区分	変更 ・ 廃止	
変更又は廃止の理由		
変更する事項	変更前	
	変更後	
事務の変更又は廃止年月日		
備考		

実施機関の長 様

住所  
請求者 氏名  
電話番号

個人情報開示請求書

京丹後市個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求をします。

開示請求に係る保有個人情報の名称	
開示の方法	閲覧 視聴 写しの交付

本人に代わって代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

代理人の区分	法定代理人（未成年・成年被後見人） 任意代理人
本人の住所	
本人の氏名	電話番号

- （注）1 のある欄には、該当する 内にレ印を記入してください。  
 2 開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提出又は提示してください。  
 3 代理人が開示請求する場合は、2の書類のほか、本人との関係を証明するために必要な書類（戸籍謄本、委任状と本人の印鑑証明等）を提出又は提示してください。

次の欄には記入しないでください。

請求者の確認	運転免許証 旅券 その他（ ）
代理資格の確認	戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 その他（ ） 家庭裁判所の審判書謄本 委任状及び印鑑証明書
担当部課等	電話番号 （内線： ）
備考	

第 年 月 日  
 号 日

様

実施機関の長

印

個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、次のとおり開示することと決定しましたので、京丹後市個人情報保護条例第 2 3 条第 1 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 ( ) 午前・午後	時 分
	場所		
開示の方法			
担当部課等	電話番号 (内線: )		
備考			

- (注) 1 指定された開示の日時にご都合が悪い場合には、あらかじめ担当部課等まで連絡してください。
- 2 開示に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提出又は提示してください。
- 3 代理人が開示を受ける場合は、2の書類のほか、本人との関係を証明するために必要な（戸籍謄本、委任状と本人の印鑑証明等）を提出又は提示してください。

様

実施機関の長

印

個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、次のとおり保有個人情報の一部を除いて開示することと決定しましたので、京丹後市個人情報保護条例第23条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 ( ) 午前・午後	時 分
	場所		
開示の方法			
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠及び当該規定を適用する理由			
京丹後市個人情報保護条例第23条第3項後段に規定する保有個人情報を開示する理由が消滅する日	<p>年 月 日</p> <p>ただし、保有個人情報の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。</p>		
担当部課等	<p>電話番号 (内線: )</p>		
備考			

- (注) 1 指定された開示の日時にご都合が悪い場合には、あらかじめ担当部課等まで連絡してください。
- 2 開示に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提出又は提示してください。
- 3 代理人が開示を受ける場合は、2の書類のほか、本人との関係を証明するために必要な（戸籍謄本、委任状と本人の印鑑証明等）を提出又は提示してください。

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関の長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は実施機関の長となります。）提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様

実施機関の長

印

個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、次のとおり開示しないことを決定しましたので、京丹後市個人情報保護条例第23条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称	
開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	
京丹後市個人情報保護条例第23条第3項後段に規定する保有個人情報を開示する理由が消滅する日	<p>年 月 日</p> <p>ただし、保有個人情報の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。</p>
担当部課等	<p>電話番号 (内線: )</p>
備考	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関の長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は実施機関の長となります。）提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様

実施機関の長

印

個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、次のとおり保有個人情報の存否を明らかにしないことを決定しましたので、京丹後市個人情報保護条例第 23 条第 2 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称	
存否を明らかにしない理由	
担当部課等	電話番号 (内線: )
備考	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に実施機関の長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は実施機関の長となります。）提起することができます（なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様

実施機関の長

印

個人情報不存在決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、保有個人情報が存在しませんでしたので、京丹後市個人情報保護条例第23条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称	
不存在の理由	
担当部課等	電話番号 (内線: )
備考	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関の長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は実施機関の長となります。）提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様

実施機関の長

印

個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、京丹後市個人情報保護条例第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部課等	電話番号 ( 内線 : )

様

実施機関の長

印

開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示請求については、京丹後市個人情報保護条例第 2 5 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称		
移送をした日		
移送をした理由		
移送前の担当部課等		電話番号 ( 内線 : )
移送先	実施機関	
	担当部課等	電話番号 ( 内線 : )
備考		

- ( 注 ) 1 本件開示請求については、移送先の実施機関において開示決定等することとなります。
- 2 不明な点は、移送前の担当部課等にお問い合わせください。

様

実施機関の長

印

意見照会書

京丹後市個人情報保護条例第 1 8 条第 1 項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が記録されていますので、同条例第 2 6 条第 1 項 ( 第 2 項 ) の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示についてご意見があれば、別紙により年 月 日までに回答してください。

開示請求に係る保有個人情報の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先 ( 担当課等 )	電話番号 ( 内線 : )
京丹後市個人情報保護条例第 2 6 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	

様式第13号(第10条関係)

年 月 日

実施機関の長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所又は事務所の所在地〕

第三者意見書

開示請求に係る保有個人情報 の名称	
開示決定に対する反対 意思の有無	有(開示に反対する。) 無(開示しても支障がない。)
意見 (開示決定に反対する 理由)	

様

実施機関の長

印

## 開示決定に係る通知書

あなた(貴社)に関する情報が記録された保有個人情報については、次のとおり開示することと決定したので、京丹後市個人情報保護条例第26条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称	
保有個人情報に記録されている情報の内容	
公開決定の内容	公開 部分公開
公開決定の日	年 月 日( )
開示決定の理由	
開示の日時	年 月 日( )午前・午後 時 分
担当部課等	電話番号 (内線: )
備考	

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関の長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関の長となります。)提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

実施機関の長 様

住所  
請求者 氏名  
電話番号

個人情報訂正請求書

京丹後市個人情報保護条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正請求をします。

訂正請求に係る個人情報の名称		
訂正を求める内容	訂正前	
	訂正後	

本人に代わって代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

代理人の区分	法定代理人(未成年・成年被後見人) 任意代理人
本人の住所	
本人の氏名	電話番号

(注) 1 のある欄には、該当する 内にレ印を記入してください。

2 訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類(運転免許証、旅券等)を提出又は提示してください。

3 代理人が訂正請求する場合は、2の書類のほか、本人との関係を証明するために必要な書類(戸籍謄本、委任状と本人の印鑑証明等)を提出又は提示してください。

次の欄には記入しないでください。

請求者の確認	運転免許証 旅券	その他( )
代理資格の確認	戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 その他( )	家庭裁判所の審判書謄本 委任状及び印鑑証明書
担当部課等	電話番号	(内線: )
備考		

様式第16号(第15条関係)

第 年 月 日  
号

様

実施機関の長

印

個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正することと決定しましたので、京丹後市個人情報保護条例第34条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日		
担当部課等		
	電話番号	(内線: )
備考		

様

実施機関の長

印

個人情報部分訂正決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、次のとおり保有個人情報の一部を除いて訂正することと決定しましたので、京丹後市個人情報保護条例第34条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日		
訂正しない部分並びに訂正しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由		
担当部課等	電話番号 (内線: )	
備考		

( 教示 )

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関の長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関の長となります。)提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様

実施機関の長

印

個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正しないことを決定しましたので、京丹後市個人情報保護条例第 34 条第 2 項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称	
訂正しないこととした理由	
担当部課等	電話番号 ( 内線 : )
備考	

( 教示 )

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に実施機関の長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として ( 訴訟において市を代表する者は実施機関の長となります。 ) 提起することができます ( なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。 ) 。ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様

実施機関の長

印

個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、京丹後市個人情報保護条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等をする期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部課等	電話番号 (内線: )

様

実施機関の長

印

訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正請求については、京丹後市個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称		
移送をした日		
移送をした理由		
移送前の担当部課等		電話番号 (内線: )
移送先	実施機関	
	担当部課等	電話番号 (内線: )
備考		

- (注) 1 本件訂正請求については、移送先の実施機関において訂正決定等することとなります。
- 2 不明な点は、移送前の担当部課等においてお問い合わせください。

様式第 2 1 号 ( 第 1 8 条関係 )

第 年 月 日  
年 月 日

様

実施機関の長

印

個人情報訂正決定に係る通知書

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正したので、  
京丹後市個人情報保護条例第 3 7 条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当部課等	電話番号 ( 内線 : )
備考	

実施機関の長 様

住所  
請求者 氏名  
電話番号

個人情報利用停止請求書

京丹後市個人情報保護条例第 3 9 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求をします。

利用停止請求に係る個人情報の名称	
利用停止を求める内容	利用の停止 消去 提供の停止
利用停止を求める理由	

本人に代わって代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

代理人の区分	法定代理人 ( 未成年・成年被後見人 ) 任意代理人
本人の住所	
本人の氏名	電話番号

- ( 注 ) 1 のある欄には、該当する 内にレ印を記入してください。  
2 利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類 ( 運転免許証、旅券等 ) を提出又は提示してください。  
3 代理人が開示請求する場合は、2 の書類のほか、本人との関係を証明するために必要な書類 ( 戸籍謄本、委任状と本人の印鑑証明等 ) を提出又は提示してください。

次の欄には記入しないでください。

請求者の確認	運転免許証 旅券 その他 ( )
代理資格の確認	戸籍謄本又は抄本 家庭裁判所の審判書謄本 登記事項証明書 委任状及び印鑑証明書 その他 ( )
担当部課等	電話番号 ( 内線 : )
備考	

様式第 2 3 号 ( 第 2 0 条関係 )

第 年 月 日  
号

様

実施機関の長

印

個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止することと決定しましたので、京丹後市個人情報保護条例第 4 1 条第 1 項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称	
利用停止の内容	利用の停止                      消去                      提供の停止
利用停止年月日	
担当部課等	電話番号                      ( 内線 :                      )
備考	

様

実施機関の長

印

個人情報一部利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、次のとおり保有個人情報の一部を除いて利用停止することと決定しましたので、京丹後市個人情報保護条例第 4 1 条第 1 項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称	
利用停止の内容	利用の停止 消去 提供の停止
利用停止年月日	
利用停止しない部分並びに利用停止しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担当部課等	電話番号 ( 内線 : )
備考	

( 教示 )

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に実施機関の長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として ( 訴訟において市を代表する者は実施機関の長となります。 ) 提起することができます ( なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。 ) 。ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様

実施機関の長

印

個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、次のとおり利用停止しないことを決定しましたので、京丹後市個人情報保護条例第 4 1 条第 2 項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称	
利用停止しないこと とした理由	
担当部課等	電話番号 ( 内線 : )
備考	

( 教示 )

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に実施機関の長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として ( 訴訟において市を代表する者は実施機関の長となります。 ) 提起することができます ( なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。 ) 。ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様式第 2 6 号 ( 第 2 1 条関係 )

第 年 月 日  
号

様

実施機関の長

印

審査会諮問通知書

年 月 日付け 第 号による保有個人情報の開示等決定（訂正等決定・利用停止等決定）に対する不服申立てについては、次のとおり京丹後市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、京丹後市個人情報保護条例第 4 3 条第 2 項の規定により通知します。

請求に係る保有個人情報の名称	
不服申立ての内容	
諮問した日	年 月 日
担当課等	電話番号 ( 内線 : )
備考	